

## 武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（令和2年3月24日条例第10号）

最終改正：

改正内容：令和2年3月24日条例第10号

### ○武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 令和2年3月24日条例第10号

#### 武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例

武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（平成24年3月武蔵野市条例第12号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この条例は、地下水の涵養による健全な水循環を確保し、及び雨水の河川への流出の抑制を図るため、水循環基本法（平成26年法律第16号）及び雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）と相まって、雨水の地下への浸透及び有効利用の推進について武蔵野市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、雨水浸透施設等の設置等を推進し、もって水資源の有効利用及び公共の水域における水質の保全に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、市の区域（以下「市域」という。）における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進し、水環境を保全することによる都市環境の向上を目指し、健全な水循環を将来にわたって維持するよう努めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する理念を実現するため、互いに協力して、市域における雨水を地下へ浸透させる機能の強化及び貴重な水資源の有効利用に取り組むものとする。

#### （用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）健全な水循環 水循環基本法第2条第2項に規定する健全な水循環をいう。

（2）雨水浸透施設等 雨水浸透施設（ます、多孔管、舗装その他の施設で、雨水を地下へ浸透させる機能を有するものをいう。以下同じ。）、雨水貯留施設（敷地内に降った雨水を集め、一時的に貯留する機能を有する施設で、雨水の河川への流出を抑制し、又は雨水の有効利用を図るためのものをいう。以下同じ。）及び雨水貯留浸透施設（雨水浸透施設及び雨水貯留施設の機能を有する施設をいう。以下同じ。）をいう。

（3）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）並びに道路、公園、広場（緑地を含む。）及び駐車場（以下「道路等」という。）をいう。

（4）建築等 市域において、法第2条第13号に規定する建築（以下「建築」という。）をし、又は道路等を新設し、増設し、改修し、若しくは改良すること（以下「新設等」という。）をいう。

（5）事業者 市域において事業活動を行う個人又は法人（国及び東京都その他の他の地方公共団体（以下「国等」という。）を含む。）をいう。

#### （市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、市域における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市域における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進について、市民及び事業者の理解を深めるための情報提供等を行わなければならない。

3 市は、建築等をするとき、当該建築物等の敷地において、別に定める雨水浸透施設等の設置等に係る技術指針（以下「技術指針」という。）に適合する雨水浸透施設等の設置、地表面の緑化その他の雨水の地下への浸透及び有効利用の推進のための対策（以下「雨水浸透等対策」という。）をするよう努めなければならない。

4 前項の規定により雨水浸透施設等を設置する場合にあっては、雨水浸透施設又は雨水貯留浸透施設の設置を原則とし、これらの施設の設置が困難であると武蔵野市長（以下「市長」という。）が認めるときに限り、雨水貯留施設の設置とする。ただし、新設等をする場合において、雨水浸透施設等を設置することにより道路等の機能上又は安全上支障が生ずる場合その他これに類すると市長が認めるときは、この限りでない。

5 市は、既存の建築物等の敷地において、既に実施されている雨水浸透等対策に係る施設等又は既に設置されている雨水を排除するための施設を改修しようとするときは、改修後の施設等が技術指針に適合する施設等となるよう努めなければならない。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、市が実施する市域における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、建築等をするとき、当該建築物等の敷地において、技術指針に適合する雨水浸透等対策をするよう努めなければならない。

3 前項の規定により雨水浸透施設等を設置する場合には、前条第4項の規定を準用する。

4 市民は、既存の建築物等の敷地において、既の実施されている雨水浸透等対策に係る施設等又は既設置されている雨水を排除するための施設を改修しようとするときは、改修後の施設等が技術指針に適合する施設等となるよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、市が実施する市域における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、建築等をするとき、当該建築物等の敷地において、技術指針に適合する雨水浸透等対策をするよう努めなければならない。

3 前項の規定により雨水浸透施設等を設置する場合には、第4条第4項の規定を準用する。

4 事業者は、既存の建築物等の敷地において、既の実施されている雨水浸透等対策に係る施設等又は既設置されている雨水を排除するための施設を改修しようとするときは、改修後の施設等が技術指針に適合する施設等となるよう努めなければならない。

#### (雨水排水計画の届出)

第7条 建築等をしようとする者(以下「施主」という。)は、当該建築物等の敷地における雨水の排水に係る計画(以下「雨水排水計画」という。)を定め、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定は、適用しない。

(1) 建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合において、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。

(2) 建築物を増築しようとする場合(前号に該当する場合を除く。)において、当該建築物の敷地に雨水浸透等対策が既の実施され、かつ、当該雨水浸透等対策が当該建築物の増築後の床面積等に基づく雨水排水計画に係る技術指針に適合しているとき。

(3) 市民又は事業者(国等を除く。)が新設等をしようとする場合において、当該新設等が武蔵野市まちづくり条例(平成20年9月武蔵野市条例第39号)第2条第1項第7号に規定する開発事業に該当しないものであるとき。

(4) 建築をしようとする建築物の敷地が武蔵野市まちづくり条例第2条第1項第13号に規定する開発区域内にあり、かつ、当該敷地において同条例別表第2 4の部に規定する基準に従い雨水流出抑制施設が整備されているとき。

(5) 建築等をしようとする建築物等の敷地が、雨水浸透等対策を実施することが不相当と市長が認める場所にあるとき。

3 第1項の規定による届出(以下「計画の届出」という。)は、建築物については法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請後又は法第18条第2項本文の規定による通知後、道路等については規則で定める新設等に係る協議後、速やかに行うものとする。

#### (指導及び助言)

第8条 市長は、計画の届出があった場合において、当該計画の届出に係る雨水排水計画が技術指針に適合しないと認めるときは、当該計画の届出をした施主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

#### (雨水排水計画の内容の変更の届出)

第9条 施主は、計画の届出をした時から当該計画の届出に係る建築等の工事が完了する時までの間に、当該計画の届出に係る雨水排水計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 第7条第3項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

#### (計画の届出に係る建築等の廃止等の届出)

第10条 施主は、計画の届出(前条第1項の規定による変更の届出をしたときは、当該変更の届出。以下同じ。)をした後、当該計画の届出に係る建築等を廃止し、若しくは中止したとき又は中止した当該計画の届出に係る建築等を再開したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

#### (地位の承継)

第11条 計画の届出をした施主の相続人、合併又は分割により設立される法人その他の一般承継人(分割による承継の場合にあっては、当該施主が行う建築等の行為の全部を承継する法人に限る。)であって、被承継人が有していた当該計画の届出に基づく地位を承継したものは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 計画の届出をした雨水排水計画に係る建築物等の敷地の所有権その他当該雨水排水計画に係る建築等の工事を施行する権原を施主から取得した者は、当該施主が有していた当該計画の届出に基づく地位を承継することが

できる。この場合において、当該地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第12条 計画の届出をした施主は、当該計画の届出に係る雨水浸透等対策を実施し、建築物等の建築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（工事完了の検査等）

第13条 市長は、前条の規定による完了の届出（以下「完了の届出」という。）があったときは、当該完了の届出に係る雨水排水計画に基づく雨水浸透等対策について、規則で定めるところにより検査を行う。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、実施された雨水浸透等対策が技術指針に適合していると認めるときは、規則で定める適合証を当該完了の届出をした施主に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による検査の結果、実施された雨水浸透等対策が技術指針に適合していないと認めるときは、当該完了の届出をした施主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（維持管理）

第14条 前条第2項の規定により技術指針に適合していると認められた雨水浸透等対策を実施し、又は雨水浸透施設等を管理する者は、当該雨水浸透等対策に係る施設等を適切に維持し、及び管理するよう努めなければならない。

（報告等）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施主に対し、雨水浸透等対策の実施の状況その他の事項に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

（助成）

第16条 市は、技術指針に適合する雨水浸透施設等を新設し、又は既存の建築物に設置された雨水浸透施設等若しくは雨水を排除するための施設を技術指針に適合する雨水浸透施設等に改修する施主（国等を除く。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第7条から第16条までの規定は、この条例の施行の日以後に第7条第3項に規定する確認の申請若しくは通知又は協議をする施主について適用する。